

# 国立大学法人東京外国語大学多言語 ・多文化教育研究センター規程

〔平成18年 3月28日〕  
規 則 第 16 号

改正 平成18年12月 5日規則第71号 平成19年12月 4日規則第99号  
平成20年 3月25日規則第27号 平成20年 6月24日規則第45号  
平成23年 5月10日規則第26号 平成24年 3月27日規則第66号  
平成27年 3月24日多言語・多文化教育研究センター規則第 1号  
平成28年 3月25日多言語・多文化教育研究センター規則第 1号

## （設置）

第1条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、多言語・多文化教育研究センター（以下「センター」という。）を置く。

## （目的）

第2条 センターは、本学の多言語・多文化にかかわる「多言語・多文化社会に関する社会貢献事業」を推進し、その成果を社会に還元することを目的とする。

## （業務）

第3条 センターにおいては、多言語・多文化社会に関する社会貢献事業を推進するために次の業務を行う。

- (1) 多文化社会専門人材の養成に関すること。
- (2) 多文化社会に関わる人材の活用に関すること。
- (3) 多様な組織機関との連携協働の推進に関すること。
- (4) その他センターの趣旨・目的に沿った業務に関すること。

## （組織）

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 社会連携コーディネーター
- (4) センター員

## （センター長）

第5条 センター長は、学長が本学の専任教員のうちから候補者を選考し、教育研究評議会の議を経て任命する。

2 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。

3 センター長の任期は、学長が指定した場合を除き、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該センター長を任命した学長の任期を超えることができない。

## （副センター長）

第6条 副センター長は、本学の専任教員のうちからセンター長が指名する。

2 副センター長は、センター長を補佐してセンターの業務を掌理し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期を超

えることはできない。

(社会連携コーディネーター)

第7条 社会連携コーディネーターは、センターの業務を企画調整及び推進する。

(センター員)

第8条 センター員は、本学の教職員のうちからセンター長の推薦に基づき、総合戦略会議社会貢献マネジメント・オフィス（以下「マネジメント・オフィス」という。）の議を経て学長が指名する。

2 センター員は、センターの業務を推進する。

3 センター員の任期は、学長が指定した場合を除き、2年とし、再任を妨げない。

(アドバイザー)

第9条 センターに、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、センター業務を円滑に推進することを目的に、必要に応じて、センター長の推進に基づき学長が指名する。

3 アドバイザーの任用については、別に定める。

(センター会議)

第10条 センターに、センター業務の企画、実施及び推進を図るため、センター会議を置く。

2 センター会議は、第4条に定める者をもって組織する。

3 センター長は、センター会議を主宰する。

4 センター長は、必要に応じ、第4条に定める者以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(センターの管理運営等)

第11条 次の各号に掲げるセンターの運営にかかる重要事項は、マネジメント・オフィスの議を経るものとする。

(1) 多言語・多文化社会に関する社会貢献の方針・戦略に関する事項

(2) センターに関する重要事項及び基本的事項

(3) その他センターの運営に関する基本的事項

(庶務)

第12条 センターに関する庶務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、マネジメント・オフィスの議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月4日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年5月10日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学経営戦略会議多言語・多文化教育研究推進部会設置要項（平成21年規則第119号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター規程第16条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。